

『漢書』五行志の災異説

—董仲舒説と劉向説の資料分析—

坂本具償

はじめに

漢代の思想界にあって重要な地位を占めた思想の一つに災異思想がある。その災異思想は、董仲舒によって創始されたとする見解がある¹⁾。もちろん、それが董仲舒の全くの獨創であったかどうかについては問題があるが、災異思想に關する資料を、ある程度のみとまりを持って残している最初の思想家として董仲舒を捉えることは、可能であらう。

ところで、董仲舒の災異思想が、どのようなものであったかを知る上での重要な資料は、言うまでもなく『漢書』卷五十六董仲舒傳、及び『漢書』五行志(以下、五行志と略稱する)に收められた董仲舒説である。そして、従来、これらの資料に基づいて、董仲舒の災異思想については、既に多くの先學によって、様々な角度から論じられてきた²⁾。

しかしながら、五行志所載の董仲舒説を見ていくと、「董仲舒・劉向以爲」(以下、「董仲舒・劉向以爲」で始まる條を董仲舒・劉向説と表現する)で始まる條がある。その場合、果たして、本来董仲舒説と劉向説とが全く同じであったことを意味するのであろうか。また五行志の編

集者班固によって兩者の説が合體された可能性はないのであろうか。或は劉向が董仲舒説を踏襲しつつ、自説を付加していったということも考えられよう。例えば次のような一條がある。

宣公十六年夏、成周宣樹火。

董仲舒・劉向以爲、十五年王札子殺召伯・毛伯、天子不能誅。

天戒若曰、不能行政令、何以禮樂爲而臧之。(五行志上)³⁾

これは、『春秋』の「宣公十六年夏に、成周の宣樹で火災があった」ことについての解釋がなされている箇所である。もしこの條が、兩者の説を合體したものであるとすると、例えば董仲舒の災異思想を検討しようとするとき、この條を、にわかには資料として挙げ難いことになる。當然、劉向説と思われる部分は除かれなければならない。資料の信憑性は高ければ高いほどよいのは當然である。しかるに、このような筆者の疑問點に關する論考は、寡聞にして、あまり知らない⁴⁾。

右の一條(この條についての分析は次章において述べる。)のように、董仲舒の名と劉向の名とが並記されているため、嚴密な意味で、その條の全解釋を董仲舒説あるいは劉向説として取り挙げ難い條が、いくつが存在する。そこで筆者は、それらの條の中に含まれる董仲舒説と思われる部分と劉向説と思われる部分とを、可能なかぎり分離し、原資

料により近い形の董仲舒説及び劉向説を提示することを試みてみた。より信憑性の高い資料を提示できれば、それはそれなりに意味のあることだと考へるからである。これが小論のねらいである。

一 取り扱う資料について

先ず本稿で取り扱う資料について、簡単に觸れておこう。五行志における董仲舒説（董仲舒以爲）で始まる説）及び劉向説（劉向以爲）で始まる説の表現形式は、凡そ、次の三つに分類されることは、容易に氣づかれよう。

- (a) 〈董仲舒以爲……。劉向以爲……。〉
- (b) 〈董仲舒・劉向以爲……。〉
- (c) 〈董仲舒以爲……。董仲舒指略同。〉

〈董仲舒以爲……。劉向以爲……。指略如董仲舒。〉

この三つの表現形式の中で、(a)の形式は、便宜上一まとめにしたが、必ずしも兩者の説が並記されていることを意味するものではなく、どちらか一方だけの場合もある。いづれにしても、兩者の説が各別に述べられ、かつ(b)や(c)の形式に見られる、兩者の説の關わりを示唆する表現が、ない場合を示す。この形式は、五行志中、董仲舒説が四十一條あり、劉向説が百條餘りあり、董仲舒説や劉向説を検討していこうとするとき、最も信憑性の高い資料と言へる。なお、このように兩者の説の數が異なるのは、董仲舒が、唯一の例外を除いて、『春秋』中の災異についてのみ解釋しているのに對して、劉向は『春秋』中の災異についてのみならず、漢代の災異についても解釋しているからである。

(b)の形式は、五行志中三十一條あり、「はじめに」においても述べ

たように、董仲舒説と劉向説とが一致していたか、もしくは合體されたり、劉向が董仲舒説に付加したりした可能性のある資料である。

(c)の形式に類するものは、五行志中十二條あり、提示された劉向説の中に、董仲舒説と凡そ一致する部分が含まれることを示した資料である。本稿で特に問題とすべきは、(b)と(c)の資料群についてであるが、それらを検討する際、(a)の資料群が、隨時参照されなければならぬことは言うまでもない。それでは次章以下、先ず(b)の資料群の検討から始めよう。

二 (b)の資料群について

(ア) 「天戒若曰」という表現
昭帝の元鳳元年、燕城の南門で起こった火災について、劉向は、次のように解釋する。

劉向以爲、時燕王使邪臣通於漢、爲讒賊、謀逆亂。南門者、通漢道也。天戒若曰、邪臣往來爲姦讒於漢、絕亡之道也。燕王不寤、卒伏其辜。(五行志上)

すなわち、劉向は、燕城の南門で起こった火災は、「この時燕王が邪臣を漢に遣わして、讒賊の行いを爲し、反亂を企てていた。南門は、漢に通じる道である」という事件に對する天の戒めとして解釋する。

さて、この條で筆者が着目したいのは、傍線部の「天戒若曰」という表現である。この「天戒若曰」という表現を用いて戒めの内容を明示する解釋の方法は、劉向の災異解釋に見られる特色のように思われよう。というのも、五行志中、「天戒若曰」という表現は、三十一例あって、その内譯は、劉向説中に二十二例、董仲舒・劉向説中に四例、誰の説と名が明記されないものの中に五例である。このように、その

使用例の大半が劉向説中に見られ、董仲舒説の中には、一例も見られないのである。第一章で述べたように、「董仲舒以爲」で始まる董仲舒説は、五行志中四十一條あるのであり、董仲舒説に本来「天戒若曰」という表現があったとすれば、その四十一條中、一例ぐらひはあつても然るべきではあるまいか。にもかかわらず一例もないとすれば、董仲舒・劉向説中に見える、四例の「天戒若曰」という表現以下に示された部分は、もともと劉向説に係るものであり、董仲舒説の原資料にはなかつた可能性が強いと言えよう。以下、その四條について、具體的に見てみよう。

①宣公十六年夏、成周宣榭火。

董仲舒・劉向以爲、十五年王札子殺召伯・毛伯、天子不能誅。

天戒若曰、不能行政令、何以禮樂爲而臧之。(五行志上)

この條の「十五年王札子殺召伯・毛伯」の部分は、宣公十六年夏、成周の宣榭に起こつた火災の原因として取り挙げられた具體的な人事であり、この部分が董仲舒説の原資料にあつたであろうことは十分考えてよい。というのも、このように、起こつた災異と具體的人事とを結びつけて解釋することこそ、災異家の面目躍如たるところであり、五行志中の董仲舒説を通過しても、それは明らかである。そして、劉向は、その董仲舒説に取り上げられている人事を踏襲したと考えるのが妥當であろう。というのも、「天戒若曰」という表現があることによつて筆者は「天戒若曰、不能行政令、何以禮樂爲而臧之」の部分を劉向説と捉えているのだが、その中の「不能行政令」は、それに對應する人事があつてこそ生きてくるのではないかと思われるからである。「天子不能誅」という一文は、董仲舒説と「天戒若曰」以下の内容とを結びつけるために用意された一文ではなかつたか。①の條について、

て、筆者は以上のように捉えている。

②定公二年五月、雉門及兩觀災。

董仲舒・劉向以爲、此皆奢僭過度者也。先是季氏逐昭公、昭公死于外。定公即位、既不能誅季氏、又用其邪說、淫於女樂、而退孔子。天戒若曰、去高顯而奢僭者。(五行志上)

この條についても、前述の①の條と、凡そ同様のことが言える。先ず「此皆奢僭過度者也」について検討する。「公羊傳」昭公二十五年度の條に、

子家駒曰、諸侯僭于天子、大夫僭于諸侯久矣。昭公曰、吾何僭矣哉。子家駒曰、設兩觀、……。

とあり、諸侯が天子を僭する例として、子家駒は「兩觀を設けている」ことを指摘する。また、公羊家である董仲舒自身も、五行志の他の箇所において、

兩觀、僭禮之物。(五行志上)

と云つており、その内容は、ここで問題としている「此皆奢僭過度者也」の内容即ち「此れは皆奢僭にして度を過ぐす者」ということと一致する。とすれば、雉門についての明證はないが、「此皆奢僭過度者也」が董仲舒説の原資料にあつた可能性は高い。

また、「先是季氏逐昭公」から「退孔子」までは、「雉門及び兩觀に火災があつた」ことの原因となる人事であり、董仲舒説として捉えて不都合と思われる句は見當たらない。恐らく劉向は、それらの董仲舒説を踏襲しつつ、さらに「天戒若曰、去高顯而奢僭者」という説を付加したものと筆者は捉えている。「去高顯而奢僭者」とは、もちろん季氏に對する非難である。以上で②の條の検討を終え、次に進もう。

③哀公四年六月辛丑、亳社災。

董仲舒・劉向以爲、亡國之社、所以爲戒也。天戒若曰、國將危亡、不用戒矣。春秋火災屢於定哀之間。不用聖人而縱驕臣、將以亡國、不明甚也。(五行志上)¹⁵

この條では先ず「亡國之社、所以爲戒也」の部分が問題になる。「穀梁傳」に、

亳社者、亳之社也。亳、亡國也。亡國之社、以爲廟屏、戒也。¹⁶
とあり、その范寧注に、

劉向日、災亳社、戒人君縱恣、不能警戒之象。¹⁷

とあることから、『穀梁傳』及び劉向は、「亳社」を「亡國の社で、人君を戒めるためのもの」と解していたことがわかる。

一方、董仲舒は、五行志の他の箇所、

兩觀・桓齋廟・亳社四者、皆不當立。天皆燔其不當立者、以示魯、欲其去亂臣而用聖人也。(五行志上)¹⁸

と云う。これによれば「亳社」を「立ててはいけないもの」と解しており、劉向が「人君を戒めるもの」と解するのは異なる。

とすれば、本題に戻って、③の條の「亡國之社、所以爲戒也」の部分は、「亡國の社で、戒めとなるもの」という意味であるから、今述べてきたように、明らかに劉向説と一致する。とすれば、この「亡國之社、所以爲戒也」の部分は劉向説によるものであり、董仲舒説の原資料には、なかったと言つてよいのではあるまいか。

次に、「天戒若曰、國將危亡、不用戒矣」の部分は、先の①と②の條でも述べたのと同様に、「天戒若曰」という表現があることによつて劉向説であると考へる。

次に、「春秋火災屢於定哀之間」の部分についてであるが、この一文は「春秋」の火災は、定公・哀公の時代にしばしば發生している

という意味である。筆者は、この一文もまた劉向説との見解を持ってゐる。以下、その理由を述べよう。

劉向が、『春秋』の災異の分布状況やその數について詳細に把握していたことは、五行志の冒頭に、

劉向治穀梁春秋、數其禍福、傳以洪範、¹⁹
とあり、また、『漢書』卷三十六に、

向乃集合上古以來、歷春秋六國至秦漢符瑞災異之記、推述行事、連傳禍福、著其占驗、比類相從、各有條目、凡十一篇、號曰洪範五行傳論、奏之。²⁰

とあるのによつて明らかである。即ち劉向は、『春秋』や他の災異の記の禍福を、詳細に數え挙げ、その内容ごとに分類して『洪範五行傳論』を著したのである。五行志の劉向説は、恐らくその『洪範五行傳論』から取られたものと思われる。事實、五行志の劉向説には、同種の災異をひとまとめにして解釋している箇所がある。例えば襄公二十七年十二月の日食の條において、

劉向以爲、自二十年至此歲、八年間日食七作、禍亂將重起、故天仍見戒也。²¹
とあり、また昭公二十四年五月の日食の條において、

劉向以爲、自十五年至此歲、十年間天戒七見、人君猶不寤。²²
とあるのが、それである。このような解釋の仕方は、董仲舒説には見られない。とすればここで問題としていた、③の條の「春秋火災屢於定哀之間」の部分は、ほぼ劉向説と見てよいであろう。

次に、「不用聖人而縱驕臣、將以亡國、不明甚也」の部分について検討する。先に、「亳社」について論じた際、五行志の他の箇所に引かれた董仲舒説を引用したが、そこに「天皆燔其不當立者、以示魯、

欲其去亂臣而用聖人也」とあって、「亂臣を除き、聖人を用いることを望む」と主張している。この主張は、今ここで問題にしている「不用聖人而縱驕臣、將以亡國、不明甚也」の部分、即ち「聖人を用いず、驕臣を好きかってにさせ、いまにも國が減じようとするのは、不明も甚だしい」という内容と一致する。とすれば、「不用聖人而縱驕臣、將以亡國、不明甚也」の部分は、董仲舒説の原資料にも、凡そそれと同類の表現があったと考えてよいのではあるまいか。

以上筆者は、董仲舒・劉向説中に「天戒若曰」という表現が見られる四條中の三條について、可能な限り董仲舒説と劉向説とに分けることを目指した。なお、残りの一條は、次節において、董仲舒・劉向説を別の視點で論じる際の資料と重複するので、本節では取り擧げない。

(1) 『洪範五行傳』系の解釋

劉向の災異説を支える理論的根據として『洪範五行傳』（以下『五行傳』と略稱する）があることは周知のことである。それに對して、五行志所收の董仲舒説には、『五行傳』に基づく解釋は見當たらぬ。とすれば、筆者が問題にしようとする董仲舒説・劉向説中において、『五行傳』に基づいて解釋していると思われる部分は、董仲舒説の原資料にはなかつたと理解してよいのではあるまいか。この點に關して、以下具體例を擧げつつ、論じることしよう。

④ 釐公十六年正月戊申朔、隕石于宋五。是月六鵠退飛、過宋都。

董仲舒・劉向以爲、象宋襄公欲行伯道、將自敗之戒也。石、陰類。五、陽數。自上而隕、此陰而陽行、欲高反下也。石與金同類、色以白爲主、近白祥也。鵠、水鳥。六、陰數。退飛、欲進反退也。其色青、青祥也。屬於貌之不恭。天戒若曰、德薄國

小、勿持抗陽、欲長諸侯與疆大爭、必受其害。襄公不寤。明年齊威死、伐齊喪、執滕子、圍曹、爲孟之會、與楚爭盟、卒爲所執。後得反國、不悔過自責、復會諸侯、伐鄭、與楚戰于泓、軍敗身傷、爲諸侯笑。(五行志下之²)

この條は、(1)の節で検討し残した「天戒若曰」を含む一條である。(1)の節でも述べたように、「天戒若曰」という表現が劉向説のものであるとの觀點からして、右の條中の「天戒若曰、德薄國小、勿持抗陽、欲長諸侯與疆大爭、必受其害」の部分が劉向説であろうことは先ず指摘しておこう。

さてこの④の條には、『五行傳』系の解釋が見られる。具體的に言へば、「石與金同類、色以白爲主、近白祥也」と「其色青、青祥也」に屬於貌之不恭」の部分である。「白祥」は『五行傳』の「言」の傳下に見え、「青祥」は同様に「貌」の傳下に見える。「貌」が「洪範」篇の所謂五事の一つであることは言うまでもない。とすれば、「石與金同類、色以白爲主、近白祥也」と「其色青、青祥也。屬於貌之不恭」の兩部分が、劉向説に係ることは、ほぼ間違いない。

さらに、「石、陰類。五、陽數。自上而隕、此陰而陽行、欲高反下也」と「鵠、水鳥。六、陰數。退飛、欲進反退也」の兩部分も、劉向説である可能性は高い。というのも、右の條の『穀梁傳』の范寧注に引く劉向の説に、

石、陰類也。五、陽數。象陰而陽行、將致隊落。(隕石于宋五)

とあり、また、
鵠、陽也。六、陰數也。象陽而陰行、必衰退。(六鵠退飛、過宋都)

とあって、これは五行志所引の説とほとんど一致するからである。

次に、④の條の冒頭「象宋襄公欲行伯道、將自敗之戒也」について検討する。④の條の『穀梁傳』疏に、許慎の『五經異義』所載の穀梁説を引いて次のように言う。

隕石於宋五、象宋公徳勞國小。陰類也。而欲行覇道、是陰而欲陽行也。其隕、將拘執之象也。是宋公欲以諸侯行天子道也。

さて、④の條の「象宋襄公欲行伯道」の部分は、右に引く穀梁説の「象宋公徳勞國小。陰類也。而欲行覇道」の部分とその内容を一にし、また、④の條の「將自敗之戒也」の部分は、右に引く穀梁説の「其隕、將拘執之象也」とその内容を一にするとよ。このことよって、④の條の「象宋襄公欲行伯道、將自敗之戒也」の部分、穀梁説として捉えることが認められるならば、それは、公羊家たる董仲舒の説とは考えにくく、當然穀梁家たる劉向の説として捉えるのが妥當であらう。

次に、「襄公不瘳」から、最後の「爲諸侯笑」までの部分は、具體的な事件の羅列である。ある災異に對して、具體的な事件を羅列して解釋する形式は、董仲舒説の最も一般的なものである。従って、この部分には、董仲舒説の原資料にも取り上げられていた事件が含まれてゐる可能性は十分にあるであらう。しかし、劉向が説を補った可能性もある。いずれにしてもそれがどの部分であるのかを指摘することは極めて困難であるので、ここでは、右のような可能性を指摘するに止めておきたい。

(ウ) 特殊な表現形式

次に擧げる一條は、最初に董仲舒・劉向説があつて、その後、劉向説が付されるという形式の條であり、五行志中には、あまり見られ

ない例である。

⑤ 嚴公七年四月辛卯、夜恆星不見、夜中星隕如雨。

董仲舒・劉向以爲、常星二十八宿者、人君之象也。衆星、萬民之類也。列宿不見、象諸侯微也。衆星隕墜、民失其所也。夜中者、爲中國也。不及地而復、象齊桓起而救存之也。鄉亡桓公、星遂至地、中國其良絕矣。劉向以爲、夜中者、言不得終性命、中道敗也。(五行志下之下)

この條で、先ず氣づくことは、「夜中」について、董仲舒・劉向説では「中國のことだ」と解釋するのに對して、劉向説では「天壽を全うすることができず、途中で挫折することを言う」と解釋しており、兩説は明らかに異なる。とすれば、董仲舒・劉向説中の「夜中者、爲中國也」の部分は、董仲舒説と考へてはば間違いない。

また、「星が落ちること」について、董仲舒・劉向説では、「民失其所也」とあるように、「民が居場所を失う」とことだと解釋している。

それに對して、右の條の『穀梁傳』の范寧注に引く劉向説には、
隕者、象諸侯隕墜、失其所也。又夜中而隕者、象不終其性命、中道而落。

とあって、「諸侯が落ちぶれて、その居場所を失うことを象徴する」ものだと解釋しており、兩説は明らかに異なる。とすれば董仲舒・劉向説中の「衆星隕墜、民失其所也」の部分は、董仲舒説であると考へてよいであらう。そうでなければ、劉向説に矛盾をきたすことになる。

ところで、范寧注に引く劉向説の「隕」についての解釋である「象諸侯隕墜、失其所也」の部分は、董仲舒・劉向説の「列宿不見」についての解釋である「象諸侯微也」の部分の内容と近い。「隕」と「列

宿不見」とに、一人の解釋者が、同じような解釋を施したとは考えにくい。即ち董仲舒・劉向説中の「列宿不見、象諸侯微也」の部分は、董仲舒説と考えるのが妥當ではあるまいか。

以上のことからすると董仲舒は、「列宿」を「諸侯」に、「衆星」を「民」に、それぞれ對應させて捉えていることになるが、それは、この條の冒頭部分「常星二十八宿者、人君之象也。衆星、萬民之類也」と符號するものである。劉向説からは、「衆星」と「民」との對應が讀み取れないのである。とすれば、冒頭の「常星二十八宿者」から「民失其所也」までの一連の解釋は、董仲舒説と捉えてよいと思われる。

次に、この條の「不及地而復」から「中國其良絶矣」の部分の検討に移ろう。この部分は齊の桓公に關連して述べられており、一連のまとまりを持った部分である。さて、「不及地而復」の部分は、無論『春秋』經の「星隕如雨」即ち「星が雨のように落ちてきた」とことと關係する。つまり、「不及地而復」とは「星が雨のように落ちてきたが、地上に達しないで戻っていった」という意味である。しかし、「不及地而復」とは、『春秋』經には記されていない。とすれば、この説は一體どこから取られたのであろうか。それは、この條の『公羊傳』に基づくものと思われる。

不修春秋曰、雨星、不及地尺而復。君子修之曰、星實如雨。とあるのがそれである。孔子の手がまだ加わっていない原本『春秋』に「雨星、不及地尺而復」とあったのを、孔子が修めて「星實如雨」と收めたというのである。孔子が表現を改修した意圖はともかく、董仲舒・劉向説の「不及地而復」の部分は、その表現から言っても『公羊傳』に基づくことは明らかであろう。とすれば、「不及地而

復」以下、一連のまとまりを持った部分は、公羊家たる董仲舒の説として捉えてよいであろう。因に、ここではこの星變を「齊の桓公が立ち上がった中國を救ったことを象徴する」ものとして捉えているが、後漢の公羊家何休も、この條の『公羊傳』に、

其後齊桓行霸、陽穀之會有王事。

と注しており、齊の桓公の王事即ち中國を救ったこととの關連で捉えていることは、この場合參考とするに足ろう。

以上のことを總合すると、結局⑤の條の董仲舒・劉向説は、全て董仲舒説と言えるのである。しかも、この條に限っては劉向が單純に董仲舒説を踏襲したとは言えない、解釋の明らかな相違も見られた。にもかかわらず、「董仲舒・劉向以爲」となっているのは、筆者には、いささか釋然としないものが残るが、それ以上のことはわからない。

(四) 『左傳』の引用

さて、次の一條は、董仲舒・劉向説中に、『左傳』の文章が引かれているものである。

⑥ 哀公三年五月辛卯、桓釐宮災。

董仲舒・劉向以爲、此二宮不當立、違禮者也。哀公又以季氏之故不用孔子。孔子在陳聞魯災曰、其桓釐之宮乎。以爲、桓、季氏之所出、釐、使季氏世卿者也。(五行志上)

「孔子在陳聞魯災曰、其桓釐之宮乎」の部分は、『左傳』の同條に「孔子在陳聞火曰、其桓僖乎」とあるのと一致すると言つてよい。なお、この點に關しては既に先學の指摘があるので、詳論しないが、結論だけ言えば、『左傳』の引用は、公羊家董仲舒によるものとは考えにくく、穀梁家と言われながらも、實際には『春秋』三傳を兼修したとされる劉向によるものと考えてよい。したがって右の條の「孔子在

陳聞魯災曰、其桓釐之宮乎」の部分は、劉向説と捉えておく。

次に、「此二宮不當立、違禮者也。哀公又以季氏之故不用孔子」の部分について検討する。この部分は「二宮即ち桓公と釐公の廟は、立ててはいけない。禮に違ふものである。哀公はさらに、季氏のために孔子を用いなかった」という意味である。この部分は董仲舒説と考えて間違いない。その理由は、五行志の他の箇所、董仲舒が「兩觀・桓釐廟・亳社四者、皆不當立。天皆燔其不當立者、以示魯、欲其去亂臣而用聖人也」と言っていたことは、既に(7)の節で述べたが、それによると、やはり「桓釐廟」が「立ててはいけない」ものとされ、また「亂臣を去つて聖人を用いることを望む」とあつて、これは即ち「亂臣季氏のために、聖人孔子が用いられたなかつた」ことを意味しており、そのことはこの條の「此二宮不當立、違禮者也。哀公又以季氏之故不用孔子」の部分と、明らかに同じ説だと言へるからである。

次に、最後の「以爲、桓、季氏之所出、驚、使季氏世卿者也」の部分について一言しておこう。さて、この桓公及び僖公と季氏との關わりを述べた部分は、前述の『左傳』の引用と思われる部分「孔子在陳聞魯災曰、其桓釐之宮乎」と一連の文章であると筆者は考へる。なぜなら、その部分は、孔子が魯の火災を聞いて、「それは、桓公と僖公の廟であろう」と推定した、その根據に相當すると思われるからである。「以爲」という表現は、そのことを物語っているのではあるまいか。とすれば、その部分は、『左傳』を引用したであろう劉向の説と捉へるのが妥當であろう。

(4) 日食の條

『春秋』災異の中で最も數の多いのが、日食である。董仲舒・劉向説も十七條ある。しかしながら、日食に關する董仲舒・劉向説にあつ

ては、兩者の原資料に迫るだけの決め手がない。というのも、董仲舒説、劉向説、董仲舒・劉向説のいずれの説にせよ、日食に關する解釋は、概ね事件を羅列するに止まるものが大半であり、前節までに述べたような、「天戒若曰」、「洪範五行傳」等の判斷基準となるべき理論を用いた解釋が、ほとんど見られないからである。しかも、各説に取り上げられた事件の種類も、君主の弑殺、國家の滅亡等が中心となつてゐることは共通しており、決め手にはならない。

ただし、董仲舒・劉向説にのみ見られる特色が一つある。それは、日食と結び付けられる事件が、時間的に、その日食以前のものか或は以後のものか、ということに關してである。そこで、先ず全部で十九條ある董仲舒説の場合を見ておこう。董仲舒説の場合、その日食より以後の事件を取り上げる條がほとんどで、それ以前の事件を取り上げる條は一例もない。例えば、次に擧げるような條が、日食に關する董仲舒説の典型である。

莊公二十五年六月辛未朔、日有食之。

董仲舒以爲、宿在畢、主邊兵、夷狄象也。後狄滅邢衛。

僖公十五年五月、日有食之。

董仲舒以爲、後秦獲晉侯、齊滅項、楚敗徐于婁林。

襄公二十三年二月癸酉朔、日有食之。

董仲舒以爲、後衛侯入陳饑、甯喜弑其君剽。

これらの條では、「後」という語が端的に示しているように、日食以後の事件が取り上げられてゐるのである。

ところが、それに對して十七條ある董仲舒・劉向説では、日食以前、以後の兩事件が取り上げられる條が、六條ある。例えば、次に擧げる條がそうである。

⑦襄公十五年八月丁巳、日有食之。

董仲舒・劉向以爲、先是晉爲雞澤之會、諸侯盟、又大夫盟。後爲溴梁之會、諸侯在而大夫獨相與盟。君若綴旒、不得舉手。

⑧昭公七年四月甲辰朔、日有食之。

董仲舒・劉向以爲、先是楚靈王弑君而立、會諸侯、執徐子、滅頓。後陳公子招殺世子、楚因而滅之、又滅蔡。後靈王亦弑死。

これらの條では、その日食以前の事件とそれ以後の事件とが取り上げられていることは、「先是」や「後」という語が端的にそれを示している。説としては、より複雑な意味あいを帯びてくる。即ち、その日食を、先の人事の結果として、また同時に後の人事の前兆として捉え得ることになるからである。このことは、あるいは劉向説が董仲舒説に合體された結果であることを示唆しているのかもしれない。

いずれにしても董仲舒説と董仲舒・劉向説とは以上のような相違が見られる。

ただし、日食に關する董仲舒説の取り上げる事件が、必ずその日食以後のものであるということからすると、董仲舒・劉向説中の、日食以後の事件の部分は、董仲舒説の原資料にも取り上げられていたと推定することは可能であろう。

三 (c)の資料群について

本章では、第一章で述べた(c)の資料群について検討を加える。この資料群は、先ず劉向説が述べられ、その末尾に「董仲舒指略同」、「從董仲舒説」といった一文が付記されるものが十條、また、董仲舒説と劉向説とが並記され、その末尾に「指略如董仲舒」といった一文が付記されるものが二條ある。その付記された一文は、「董仲舒説の要旨

は、劉向説と略同じである」、或は逆に「劉向説の要旨は、略董仲舒説と同じである」という意味である。むろんこれは、班固の判断によるものであろう。しかし、ここで注意しておかなければならないことは、要旨が略同じであるとは言え、必ずしも表現が類似していたとは限らないということである。次の一條を見てみよう。

⑨襄公二十七年十二月乙亥、日有食之。

董仲舒以爲、禮義將大滅絕之象也。時吳子好勇、使刑人守門、蔡侯通於世子之妻、莒不早立嗣。後闞戕吳子、蔡世子般弑其父、莒人亦弑君而庶子爭。劉向以爲、自二十年至此歲八年間、日食七作。禍亂將重起。故天仍見戒也。後齊崔杼弑君、宋殺世子、北燕伯出奔、鄭大夫自外入而篡位。指略如董仲舒。

この條は、董仲舒説と劉向説とが並記され、末尾に「指略如董仲舒」という一文が付記された二條のうちの一條である。さて、具體的内容を見てみよう。

董仲舒説によれば、この日食は、「禮義が大いに滅んでなくなろうとしていることを象徴している」という。その具體的な人事として、「吳が武勇を好んで刑人を門番にした」こと、また「蔡侯が、世子の妻と通じた」こと等(以下省略)を取り上げている。なるほどこれらの人事は、「禮義が大いに滅んでなくなろうとしている」例として領ける。

では劉向説ではどうか。劉向は先ず「襄公二十年からこの年までの八年間に、日食が七回起こった」ことに着目して、それは「禍亂がたび重なって起こらうとしているのであり、天が再三戒めを降した」と捉える。その具體的な人事として、「齊の崔杼が君主を殺した」こと、また「宋では世子が殺された」こと等(以下省略)を取り上げ

ている。これらの人事は、むしろ劉向の言う「禍亂」であることには間違いない。と同時に、臣下が君を殺したり、世子が殺されたりすることは、董仲舒の言う「禮義が滅んでなくなる」ことの具體的事件として捉えることも十分可能であろう。とすれば、班固が末尾で「指略如董仲舒」と捉えていることは、一應領ける。しかしながら、可能な限り董仲舒説及び劉向説の原資料を提示するという本論文の立場からすれば、右の兩説は歴然と異なると言わざるを得ない。兩説に取り上げられている人事も、どれ一つとして重複してはいないのである。取り上げる人事が異なるということは、思想的立場の相違を意味する場合も無いとは限るまい。その意味で、表現の相違は相違として峻別しておくことも重要であろう。ただし、班固も⑨の條における兩説が、表現上かなり異なっていることについては、明らかに意識していたものと思われる。だからこそ、「指略如董仲舒」とは捉えながらも、兩説を並存させたのではないかと思われる。

以上筆者は、「指略如董仲舒」という一文が、必ずしも董仲舒説と劉向説の表現上の類似または一致を意味しない場合もあることを確認した。したがって、劉向説のみが述べられ、その末尾に「董仲舒指略同」とある十條についてもそれと同様、表現上どれ程の董仲舒説を含んでいるのかはわからないというのが實情である。とすれば、その十條については、劉向説にしか見られないであろうと思われる部分を指摘することによって、逆に董仲舒説との接点を見出しにくいしかないのである。では以下、それらについて、いくつか検討してみよう。

⑩ 嚴公十七年冬、多麋。

劉向以爲、麋色青、近青祥也。麋之爲言迷也。蓋牝獸之淫者也。是時嚴公將取齊之淫女、其象先見。天戒若曰、勿取齊女、

淫而迷國。嚴不痛、遂取之。夫人既入淫於二叔、終皆誅死、幾亡社稷。董仲舒指略同。

劉向説の特色として、『洪範五行傳』系の解釋があること、また「天戒若曰」という表現が用いられていることなどが挙げられることは、前述の如くである。とすれば、右の條の「麋色青、近青祥也」、「天戒若曰、勿取齊女、淫而迷國」の部分は、董仲舒説とは重複すまい。

また、この條の主旨は、莊公が齊の淫女を娶ったことによって國家が危機に瀕したことに對する戒めであろう。董仲舒説の要旨が略同じであったということからすると、「是時嚴(莊)公將取齊之淫女」や「夫人既入淫於二叔」といった齊の淫女の類の人事が、董仲舒説に取り上げられていた可能性はあろう。

また、五行志所載の董仲舒説は、概して人事の羅列に終わるものが多く、補説や強調の語は極めて少ない。例えば右の條の「麋之爲言迷也。蓋牝獸之淫者也」の部分のように、語の解釋から人事の核心へと迫るような緻密な解釋は、五行志所載の董仲舒説には見られないように思われる。以上で⑩の條の検討を終え、次へ進もう。

⑪ 僖公三十三年十二月、隕霜不殺草。

劉向以爲、今十月、周十二月。於易、五爲天位、爲君位。九月陰氣至五、通於天位、其卦爲剝、剝落萬物、始大殺矣。明陰從陽命、臣受君令而後殺也。今十月隕霜而不能殺草、此君誅不行、舒緩之應也。是時公子遂黷權、三桓始世官。天戒若曰、自此之後將皆爲亂矣。文公不痛。其後遂殺子赤、三家逐昭公。董仲舒指略同。

さて、象數易のうちの卦氣説は、孟喜に始まり、京房によって完成されたものであろうと言われている。また劉向が、孟喜や京房の易説を

熟知していたであろうことも指摘がある。右の一條の「於易」から「舒緩之應也」までは、明らかに封氣説を應用しての災異解釋である。董仲舒はもちろん孟喜以前の人であるから、封氣説を用いての解釋は、董仲舒説にはありえない。また、「天戒若曰」が劉向説の特色の一つであることは、しばしば述べてきたところである。即ち「天戒若曰、自此之後將皆爲亂矣」の部分は、董仲舒説とは重複すまい。とすれば、残る所は「是時公子遂黷權、三桓始世官」や「其後遂殺子赤、三家逐昭公」といった具體的な人事の部分である。董仲舒説との重複があったとすればこの部分しかない。この條の主旨は、凡そ君臣關係の秩序の亂れに對する戒めであるから、この主旨に沿った「是時公子遂黷權、三桓始世官」や「其後遂殺子赤、三家逐昭公」といった類の人事が董仲舒説に取り上げられていたであろうことは、十分推測できよう。以上で⑩の條の検討を終え次へ進もう。

ところで筆者は、先に「董仲舒指略同」や「指略如董仲舒」といった表現が、實際には極めて曖昧なものであることを述べた。ところが(c)の資料群の中で、次の一條中の「它如仲舒」という表現だけは、董仲舒説と劉向説との關係を明確にしていると言つてよいであろう。この條は、董仲舒説と劉向説とが並記されている二條のうちのもう一つの條である。

⑩昭公二十四年五月乙未、日有食之。

董仲舒以爲、宿在胃、魯象也。後昭公爲季氏所逐。劉向以爲、

自十五年至此歲十年間、天戒七見。人君猶不寤。後楚殺戎蠻子、晉滅陸渾戎、盜殺衛侯兄蔡莒之君出奔、吳滅巢、公子光殺王僚、宋三臣以邑叛其君。它如仲舒。

この「它如仲舒」という表現は、「そのほかは、董仲舒説と同じであ

る」という意味であり、これは、先の「指略如董仲舒」という曖昧な表現とは異なり、かなり具體的な表現ではあるまいか。「そのほかは、董仲舒と同じだ」ということは、即ち兩説の互いに重複しない部分だけを區別して載せたということになる。具體的に言えば、劉向説の原資料にも、おそらく董仲舒説に引く「昭公爲季氏所逐」という事件が取り上げられていたのであろう。

以上、(c)の資料群中の四條について検討を試みた。残りの八條については、ここで取り上げるだけの餘裕がないので省略する。

おわりに

五行志に收められている董仲舒及び劉向の災異説の中に、「董仲舒・劉向以爲」で始まる條や、劉向説を取り上げて、その末尾に「董仲舒指略同」といった一文が付記された條があって、それらはあたかも兩者の説が一致していたかの如くである。しかしながら、兩者のそれぞれの説を詳細に見ていくと、そこには、いくつかの表現上の特色や思想上の相違点が見い出される。それらをもとにして、一見兩者の説が一致しているかに思える「董仲舒・劉向以爲」で始まる條などを検討していくと、必ずしも兩者の説が一致していないことがわかる。そこで、取りあえずは可能な限り、董仲舒説と劉向説とに分離し、それぞれの原資料に近い形のものをも提示することを試みたのが小論である。

また、この作業によって、ある程度限定することのできた資料群によると、従来の漢代における重要な思想家として取り上げられる董仲舒像とは、若干異なる印象を筆者は持っている。しかし、こういった問題點の検討は小論における資料群の提示が認められて以後のこと

あり、今後の自分の課題である。

小論における資料群の提示には問題も多いと思われる。大方の批正を乞う次第である。

(1) 重澤俊郎氏「董仲舒研究」(『周漢思想研究』)所収、一九四四年、弘文堂

(2) 澤田多喜男氏「董仲舒天人相關説試探」(東北大學日本文化研究所研究報告第三集)、板野長八氏「董仲舒」(『中國古代における人間觀の展開』)第十四章(一九七四年、岩波書店)、佐川修氏「董仲舒の陰陽説」(『春秋學論考』)所収、一九八三年、東方書店、内山俊彦氏「董仲舒」(『中國古代思想史における自然認識』)第九章(一九八七年、創文社)、慶松光雄氏「春秋繁露五行諸篇偽作考」(『金澤大學法文學部論集』)など、多數。

(3) 宣公十六年夏、成周の宣榭に火あり。

董仲舒・劉向以爲えらく、十五年王札子、召伯・毛伯を殺し、天子誅する能わず。天戒めて若く曰く、政令を行う能わず。何を以て禮樂をば爲して之を滅むる。

(4) 伊藤計氏が「董仲舒の災異説」(『集刊東洋學第41集』)において、董仲舒説と劉向説とを區別する基準として、學統の相違、災異説の根據とその目的、という二點を指摘しておられる。その他の專論については知らない。

尤も前掲重澤氏「周漢思想研究」の中に「春秋」經に對する董仲舒の解説と認められる言辭を輯録した「春秋董氏傳」があり、大變便利ではあるが、その輯録資料の中には本論文で筆者が問題にしようとする董仲舒・劉向説が含まれており、検討の餘地があらう。

(5) 唯一の例外とは、高廟園災對という上奏文のことで、その中に漢代災異説を含んでいる。伊藤氏前掲論文に詳しい。氏によれば、この上奏文

は、五行志の他の董仲舒説とは異なった著作動機と目的を持つ獨立した文獻であるという。

(6) 劉向以爲えらく、時に燕王、邪臣をして漢に通ぜしめ、讒賊を爲し逆亂を謀る。南門とは、漢に通ずるの道なり。天戒めて若く曰く、邪臣往來して姦讒を漢に爲す、絶亡の道なり。燕王廢らず。卒に其辜に伏す。

(7) 劉向の災異説における「天」の持つ意味については、田中麻紗巳氏「劉向の災異説について」(『集刊東洋學第24集』)を参照されたい。

(8) 二十二例の中の一例に、若干問題がある。それは、五行志中之下の「董公二十年十月、隕霜不殺草」の條である。ここでは董仲舒説のすぐ後に「天戒若曰」と續ぎ、一見董仲舒説のようでもあるが、實は僖公二年には「隕霜不殺草」という記載がない。しかもこの條の末尾に「言赦、以微見季氏之罰也」とあるが、この條では「赦」のことは言っていない。即ち何らかの錯簡があることは確かである。筆者の結論だけ言っておくと、この僖公二年の條の直前の條に「定公元年十月、隕霜殺赦」とあり、その劉向説に「季氏逐昭公」と言っていることから僖公二年の條の「天戒若曰」以下の表現はこの定公元年の條の劉向説と關連していると捉えておく。

(9) この五例は、すべて漢事の解釋中に出てくるものであり、董仲舒説でないことだけは確かである。

(10) 定公二年五月、雉門及び兩觀に災あり。

董仲舒・劉向以爲えらく、此れ皆奢僭にして度を過ごす者なり。是れより先に季氏、昭公を逐い、昭公、外に死す。定公即位し、既に季氏を誅する能わず、又其の邪説を用い、女樂に淫して、孔子を退く。天戒めて若く曰く、高廟にして奢僭なる者を去れ、と。

(11) 子家駒曰く、諸侯、天子を僭し、大夫、諸侯を僭すること久し。昭公曰く、吾何をか僭する、と。子家駒曰く、兩觀を設け……

(12) 兩觀は、禮を僭するの物なり。

(13) 哀公四年六月辛丑、亳社に災あり。

董仲舒・劉向以爲えらく、亡國の社にして、戒と爲す所以なり。天戒めて若く曰く、國將に危亡せんとするに、戒を用いず。春秋の火災屢定哀の間に於いてす。聖人を用いず、驕臣を縱にせしめ、將に以て國を亡ぼさんとするは不明の甚だしきなり。

(14) 亳社は、亳の社なり。亳は、亡國なり。亡國の社、以て廟屏と爲し、戒むるなり。

(15) 劉向曰く、亳社に災あるは、人君縱恣するを戒む、警戒する能わざるの象なり。

(16) 兩觀・桓釐の廟・亳社の四者は、皆當に立つべからず。天皆其の當に立つべからざる者を燔くは、以て魯に示し、其の亂臣を去りて聖人を用いんと欲するなり。

(17) 劉向、穀梁春秋を治め、其の禍を敷え、傳するに洪範を以てす。

(18) 向乃ち上古以來春秋六國を歴、秦漢に至るまでの符瑞災異の記を集合し、行事を推述し、禍福を連傳し、其の占驗を著わし、類を比し相從えて各條目有り。凡そ十一篇、號して洪範五行傳論と曰い、之を奏す。

(19) 劉向以爲えらく、二十年より此の歲に至るまで、八年間に日食七たび作り、禍亂將に重ねて起こらんとす、故に天仍りに戒めを見すなり。

(20) 劉向以爲えらく、十五年より此の歲に至るまで、十年間に天戒七たび見わるるも人君猶お寤らず。

(21) 釐公十六年正月戊申朔、宋に隕石あり、五。是の月六鷦退飛し、宋の都を過ぐ。

董仲舒・劉向以爲えらく、宋の襄公伯道を行わんと欲するを象り、將に自ら敗れんとするの戒なり。石は陰の類、五は陽數。上より隕つるは、此れ陰にして陽行し、高からんと欲して反つて下るなり。石と金とは同類、色は白を以て主と爲し、白祥に近きなり、鷦は水鳥、六は陰數。退飛するは、進まんと欲して反つて退くなり。其の色は青、青

祥なり。貌の不恭に屬す。天戒めて若く曰く、德薄く國小きければ、

虢陽を持する勿かれ。諸侯に長たらんと欲して彊大と争えば、必ず其の害を受くと。襄公寤らず。明年齊の威死し、齊の喪を伐ち、滕子を執え、曹を圍む。孟の會を爲し、楚と盟を争い、卒に執うる所と爲る。後、國に反るを得るも、過を悔いて自ら責めず、復た諸侯に會して鄭を伐ち、楚と泓に戦い、軍敗れ、身傷つき、諸侯の笑いと爲る。

(22) 石は、陰の類なり。五は、陽の數。陰にして陽行するに象る。將に墜落を致さんとす。

(23) 鷦は、陽なり。六は、陰の數なり。陽にして陰行す、必ず衰退す。

(24) 宋に隕石あり五つ、宋公の德劣り國小ききに象る。陰の類なり。而るに廟道を行わんと欲す、是れ陰にして陽行を欲するなり。其の隕つるは、將に拘執せられんとするの象なり。是れ宋公、諸侯を以て天子の道を行わんと欲するなり。

(25) 嚴公七年四月辛卯、夜恒星見えず。夜中星隕つること兩ふるが如し。

董仲舒・劉向以爲えらく、常星二十八宿は、人君の象なり。衆星は、萬民の類なり。列宿見えざるは、諸侯の微なるを象るなり。衆星隕墜するは、民其の所を失うなり。夜中とは、中國と爲すなり。地に及ばずして復るは、齊桓起ちて救いて之を存するを象るなり。郷し桓公亡かりせば、星遂に地に至りて、中國其れ良に絶えんと。劉向以爲えらく、夜中とは、性命を終るを得ず、中道にして敗るを言ひなり。

(26) 隕つとは、諸侯隕墜し、其の所を失うを象るなり。又夜中にして隕つるは、其の性命を終らず、中道にして落つるを象る。

(27) 不修春秋曰く、星雨り、地に及ばざること尺にして復る。君子之を修めて曰く、星隕つること雨の如し。

(28) 其の後齊桓霸を行ひ、陽穀之會王事有り。

(29) 哀公三年五月辛卯、桓釐の宮に災あり。
董仲舒・劉向以爲えらく、此の二宮當に立つべからず。禮に違ひ者な

り。哀公又季氏の故を以て孔子を用いず。孔子陳に在りて魯に災あるを聞きて曰く、其れ桓楹の宮かと。以爲えらく桓は季氏の出づる所に於て、楹は季氏をして卿を世にせしむる者なり。

(30) 伊藤氏前掲論文。

(31) 劉向の三傳兼修については、池田秀三氏「劉向と學問の思想」(東方學報京都第五十冊)に詳しい。

(32) 襄公十五年八月丁巳、日之を食する有り。

董仲舒・劉向以爲えらく、是より先晉、雞澤の會を爲し、諸侯盟い、又大夫盟う。後漢梁の會を爲し、諸侯在るに、大夫獨り相與に盟う。君綴旆の若くにして手を舉ぐるを得ず。

(33) 昭公七年四月甲辰朔、日之を食する有り。

董仲舒・劉向以爲えらく、是より先楚の靈王君を弑して立ち、諸侯を會し、徐子を執え、賴を滅ぼす。後陳の公子招世子を殺し、楚因りて之を滅ぼし、又蔡を滅し、後靈王も亦弑せられて死す。

(34) 襄公二十七年十二月乙亥、日之を食する有り。

董仲舒以爲えらく、禮義將に大いに滅絶せんとするの象なり。時に吳子勇を好み、刑人をして門を守らしめ、蔡侯世子の妻に通じ、莒、早に嗣を立てず。後闕吳子を殺し、蔡の世子般其父を弑し、莒人も亦君を弑して庶子争う。劉向以爲えらく、二十年より此の歲に至るまで八年間、日食七たび作る。禍亂將に重ねて起こらんとす。故に天仍りに戒を見すなり。後齊の崔杼、君を弑し、宋世子を殺し、北燕伯出奔し、鄭の大夫外より入りて位を篡う。指略董仲舒の如し。

(35) 嚴公十七年多、麋多し。

劉向以爲えらく、麋は色青し、青祥に近し。麋の言たる迷なり。蓋し牝獸之淫なる者なり。是の時嚴公將に齊の淫女を取らんとす。其の象先ず見はる。天戒めて若く曰く、齊女を取る勿かれ、淫にして國を迷はす。嚴廢らず、遂に之を取る。夫人既に入りて二叔に淫し、終に皆

(36) 僖公三十三年十二月、隕霜草を殺さず。

劉向以爲えらく、今の十月は、周の十二月。易に於いて、五は天位たり、君位たり。九月に陰氣五に至り、天位に通ず。其の卦は剝たり。萬物を剝落し、始めて大いに殺す。陰、陽の命に従い、臣、君令を受けて後殺すを明らかにす。今十月、霜隕つるに草を殺す能わず。此れ君の誅行われず、舒綏の應なり。是の時公子遂、權を顛にし、三桓始めて官を世にす。天戒めて若く曰く、此れよりの後將に皆亂を爲さんとす。文公廢らず。其の後、遂、子赤を殺し、三家、昭公を逐う。

董仲舒の指同じ。

(37) 鈴木由次郎氏『漢易研究』(一九六三年、明德出版社)頁一七〇〜一七二參照。

(38) 田中氏前掲論文。

(39) 昭公二十四年五月乙未、日之を食する有り。

董仲舒以爲えらく、宿、胃に在り、魯の象なり。後昭公、季氏の逐う所と爲る。劉向以爲えらく、十五年より此の歲に至るまで十年間、天戒七たび見はる。人君猶お廢らず。後楚、戎蠻子を殺し、晉、陸渾戎を滅し、盜、衛侯の兄を殺し、蔡莒の君出奔し、吳、巢を滅ぼし、公子光、王僚を殺し、宋の三臣邑を以て其の君に叛く。它是仲舒の如し。